

三次市教育委員会議案第 5 6 号

三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例（平成 17 年三次市条例第 3 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可申請等）

第 2 条 条例第 7 条の規定により奥田元宋・小由女美術館（以下「美術館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奥田元宋・小由女美術館施設等利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用を許可したときは、奥田元宋・小由女美術館施設等利用許可書（様式第 2 号）を申請者へ交付するものとする。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、美術館の施設等を利用するときに、前項に規定する許可書を提示しなければならない。

4 前 3 項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。

（利用の中止）

第3条 利用者は、美術館の施設等の利用の全部又は一部を中止しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出なければならない。

(入館料等の納入)

第4条 入館料は、入館前に納入しなければならない。ただし、次条に規定する前売り券、優待券、招待券等により観覧する者を除く。

2 施設利用料金は、利用の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

(前売り券等)

第5条 指定管理者は、必要があると認めるときは、前売り券、優待券、招待券等を発行することができる。

(入館料の減免)

第6条 条例第11条の規定により入館料の減額又は免除を行うことができる場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者が観覧するとき 全額
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者が観覧するとき 全額
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が観覧するとき 全額
- (4) 児童又は生徒を引率する教職員が観覧するとき(ただし、学校教育活動の一環として観覧する場合に限る。) 全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 必要と認める額

2 入館料の減免を受けようとする者は、前項各号の規定に該当することを証する書面等を指定管理者に提示しなければならない。

(入場料等を徴収する場合等の施設利用料金)

第7条 利用者が、入場料、会費その他これに類するものを徴収する場合における施設利用料金は、条例別表に規定する施設利用料金に5割を乗じて得た額を加算した額を上限とする。

2 利用者が、冷房又は暖房の装置を利用する場合は、別に定める額を納入しなければならない。

(遵守事項)

第 8 条 美術館においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物及び附属設備並びに美術資料その他物品をき損、汚損又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 美術館の施設及びその敷地内においては、指定管理者の許可なくして入館者等に対して物品等の販売行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

2 指定管理者は、次に掲げる場合は、美術館への入館を拒否し、又は美術館から退去させることができる。

- (1) 前項及び条例第 9 条第 1 項に規定する事項に違反するおそれのあるとき又は違反したとき。
- (2) 美術館の管理運営上支障があると認めるとき。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則（平成 1 8 年三次市規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

奥田元宋・小由女美術館施設等利用許可申請書

年 月 日

奥田元宋・小由女美術館指定管理者 様

住所又は団体名

氏名(責任者)

印

電話

三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例及び三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則に基づき，次のとおり施設を利用したいので許可されるよう申請します。

利用を希望する施設名					
利用の目的(催しものの名称及び内容)					
利用日時	年 月 日		時から		
	年 月 日		時まで		
入場料等の徴収の有無及びその金額	徴収の有・無	徴収する 1 人当たりの最高額			円
利用料金	円		利用及び参集人員	人	
減免申請理由					
利 用 料 金	基本料金	円	減免割合	全額免除	/ 100 円
	延長料	円		一部免除	
	その他	円	減免額		
	合計	円			

印は，記入しないでください。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

奥田元宋・小由女美術館施設等利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 印

奥田元宋・小由女美術館の施設の利用を次のとおり許可する。

利用を許可する 室名						
利用の目的 (催 しものの名称及 び内容)						
利用日時		年 月 日		時から		
		年 月 日		時まで		
入場料等の徴収 の有無及びその 金額		徴収の 有・無	徴収する 1 人当たりの最高額			円
利用料金		円		利用及び参集人 員	人	
利 用 料 金	基本料金	円	減免割合	全額免除	/ 100 円	
	延長料	円		一部免除		
	その他	円	減免理由			
	合計	円				